

## 双葉町産業廃棄物最終処分場設置事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

### 1 総括的事項について

- (1) 現地調査の結果、対象事業実施区域内において常磐自動車道に係る工事の着手が確認されていることから、環境影響評価準備書に当該事業を具体的に記載すること。
- (2) 対象事業実施区域内に常磐自動車道が計画されていることから、環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に対応すること。
- (3) 住民意見の多くに遮水シートの強度等の最終処分場の構造及び施工についての懸念がみられることから、環境影響評価準備書に当該内容について詳細にかつ分かりやすく記載すること。

### 2 環境影響評価項目について

- (1) 対象事業実施区域周辺に井戸が存在することから、工事の実施に「地下水の水質」及び「地下水の水位」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 樹木の伐採等により斜面崩壊等のおそれがあることから、工事の実施及び処分場の存在に「土壌」を環境影響評価項目として追加すること。

### 3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 大気質、騒音及び振動については、明瞭な工事計画、搬入計画に基づく建設機械、工事車両、搬入車両の運行計画等に基づき調査、予測及び評価を行うとともに、当該項目の予測に当たっては、交通量、法定速度及び車種等は沿道環境の保全の観点からの現時点で想定される妥当な値を用いること。
- (2) 粉じん等、悪臭等の予測及び評価に当たっては、現地で気象観測を行うこと。また、悪臭については、悪臭の発生源として浸出水処理施設を追加し、地形状況を鑑みた予測及び評価を行うこと。

- (3) 水環境に係る調査地点については、処分場からの排水が放流される沢と前田川が合流する地点の上流を追加するとともに、調査時期及び頻度については、利水時期、気象状況等を考慮して設定すること。
- (4) 水の汚れについては、現況調査に「福島県生活環境の保全等に関する条例」に定める法定外有害物質及びプラスチック可塑剤並びに底質を追加するとともに、農業用水への影響について予測及び評価を行うこと。
- (5) 動物、植物及び生態系に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、できる限り最新の知見を用いて行うとともに、生態系については、前田川流域の河川生態系を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。また、「ふくしまレッドリスト」に該当する種について調査を行うとともに、魚類及び底生動物の調査地点は水質の調査地点に合わせ、哺乳類の調査については、夜間調査も実施すること。
- 鳥類の定点については、当該区域南東部にも設定し、さらに、猛禽類については、対象事業実施区域西側及び当該区域内にも定点を設定して十分な調査を行うとともに、サシバについては、営巣環境と行動圏の概要を調査するとともに、事業区域との関連性を記載すること。
- (6) 景観に係る調査の基本的な手法については、主要な眺望点として町道羽鳥石熊線等対象事業実施区域周辺から景観要素（自然要素、生活要素、歴史要素）を選定すること。また、景観に係る調査期間については、落葉期を追加すること。さらに、景観に係る予測対象時期については、工事完了直後、埋立中及び埋立完了後を追加するとともに、予測については、フォトモンタージュ作成等の客観性の高い手法によること。
- 4 上記1から3の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。